

気候 Network 通信



<京都事務所>

〒604-8124 京都市中京区高倉通四上ル 高倉ビル305
Tel.075-254-1011 / FAX.075-254-1012

E-mail: kikonet@jca.apc.org

URL: http://www.jca.apc.org/kikonet/

<東京事務所>

〒102-0083 東京都千代田区麹町2-7-3 西川ビル2階
Tel.03-3263-9210 / FAX.03-3263-9463

E-mail: kikotko@jca.apc.org

<郵便振替口座>

00940-6-79694 (加入者名: 気候ネットワーク)

<銀行振込口座>

東京三菱銀行京都支店

普通口座 1370852 (気候ネットワーク)

CONTENTS

特集: COP6、迫る。

1. 環境税の使途計画
2. 京都議定書の発効へ向けて
3. 日本の森林吸収源の方針に NO を
- 4-5. 紙上再現: 連続公開セミナー
6. 自然エネルギーを生かす制度づくりを
7. 各地の動き
8. 各種ごあんない

事務局からのお知らせ

わたしたちはめざします

- (1) 「抜け穴」をふさぎ、京都議定書の早期発効を!
- (2) 日本政府はまず6%削減できる国内対策を!
- (3) 政策決定プロセスに市民の参加と情報公開を!
- (4) 地球規模の公正のため、南北のNGOの連帯を!
- (5) みんなで協力して温暖化防止を!

～環境税の使途計画～

決定は、省庁の壁を越え市民参加で

炭素税導入への動きが本格化してきている。8月から始まった中央環境審議会企画政策部会の「地球温暖化対策のあり方にかかる小委員会」でも、税を含む、ポリシーミックスの具体化の検討に入った。大蔵省、通産省、自民党でも、思惑はそれぞれだが、京都議定書の批准という政策転換の機会に環境税の「検討」を公表した。イギリス、フランス、ドイツでは制度化の議論の段階を過ぎて、薄い炭素税ではあるが、まもなく実施段階を迎える。COP6の結果を待っているのは日本の取り組みがますます遅れることになる。

●使途決定は開かれた場で柔軟に

温暖化という広範な環境負荷に対する社会的費用の負担のあり方として炭素税や「税のグリーン化」の意義は市民の間にも浸透してきている。今日的論点は、どこにどのように税を課し、あるいは減・免税すべきか、そして、新たに得られた税収を何に使うか、何よりも重要なのは誰がどのように使途を決定するかである。

増え続ける運輸部門のCO₂やNO_xなどの排出削減対策では、省庁間の対立が根強いガソリン税など国税の道路整備特別会計はさておき、来年度から、地方税の自動車税からグリーン化に着手することになりそうだ。低公害車や最新環境基準適合車の自動車税と取得税を軽減し、他方で11年以上の燃費の悪い車には増税することで税制中立をはかるとのことだ。税を契機にグリーン購入を誘導する実験的試みとなろう。

私たちも、6%削減市民提案で他の政策措置とのポリシーミックスの中で炭素税の位置づけを議論している。注目のしたいのは、税収の使途の決定についてである。早くも通産省は「エネルギー対策」に限定した目的税にとの制約をかけようとしている。東京電力出身議員は温暖化対策名目の炭素税を原子力発電にも使うべきと主張しているという。これでは、温暖化対策名目で省庁の予算を囲い込むようなものだ。炭素税などの環境税は21世紀の経済、環境政策の鍵となる。しかし、その使途は、道路整備特別会計の悪弊の轍を踏まないために、省庁縦割りの硬直予算化ではなく、市民にも開かれた全体的視点からの「使途計画策定委員会」のような場で、毎年見直しが必要で、市民・消費者は、炭素税が効果的に課せられ、その使途が本当に温暖化対策に貢献しているか監視し発言できる立場が確保されたとき、導入に賛意を示すだろう。

表 各国のポリシーミックスの例
(中央環境審議会資料から)

イギリス

	推進する対策	主な推進メカニズム
エネルギー 転換部門	再生可能エネルギーの促進、 コージェネレーションの促進	グリーン証書購入義務付け、 炭素税免税等
産業部門	省エネルギー(方法は各主体 に任せる)	炭素税+協定 (排出量取引の活用)
民生部門	住宅における省エネルギー (方法は各主体に任せる)	規制 (エネルギー供給者に対する) 需要家への啓発の義務化
運輸部門	燃費向上車の促進 移動、輸送の効率化	炭素税(業務部門) (自動車工業会との)協定、 税制 総合交通政策

フランス

	推進する対策	主な推進メカニズム
エネルギー 転換部門	複合ガス化発電への転換 再生可能エネルギーの促進	炭素税 VATの軽減
産業部門	省エネルギー(方法は各主体 に任せる)	炭素税
民生部門	HFC等3ガスの排出抑制 建築物での省エネルギー (方法は各主体に任せる)	規制 炭素税
運輸部門	燃費向上車の取得促進 移動、輸送の効率化	奨励 税制グリーン化 総合交通政策

オランダ

	推進する対策	主な推進メカニズム
エネルギー 転換部門	石炭火力発電効率向上・燃 料転換	協定の締結
産業部門	再生可能エネルギーの促進 省エネルギー(方法は各主体 に任せる)	炭素税免税 協定の締結
民生部門	HFC、PFC代替・削減 住宅・ビルの省エネルギー 住設機器の省エネルギー	投資補助金 省エネルギー・アドバンス+補助金 補助金
運輸部門	燃費向上車の取得促進 省エネルギー促進のための車 載機器の設置促進	税制グリーン化 協定締結+補助金

炭素税は既に導入済み

気候ネットワークは、あなたのご意見・情報を求めています。皆さんの参加で気候ネットワークを育ててください。
入会の連絡やお問い合わせは気候ネットワーク事務局まで。

今年11月、オランダのハーグにおいて気候変動枠組条約第6回締約国会合（COP6）が開催される。この会議では、京都議定書の具体的なルールが決定されることになっており、議定書の事実上の価値を決める非常に重要な会議である。しかし、COP3以降の交渉は決して順調ではなく、過去の議論の蒸し返しや抜け穴拡大の動きが目立ってきている。9月4日からフランスのリヨンで開催される第13回補助機関会合（SB13）で十分な進展を遂げ、COP6で必要事項に合意できるかが注目される。

(1) 森林吸収の利用について

京都議定書では、植林などで森林の吸収源を拡大した場合は温暖化対策とみなすという妥協が図られた。しかし具体的な計算方法などは一切決まっていない。今年5月に吸収源に関するIPCC（気候変動に関する政府間パネル）特別報告書がまとめられたことを受けて、リヨンの会合とCOP6ではこの吸収源の扱いとカウントの仕方について集中的な議論が行われると考えられる。

日本政府は、吸収源を最大限に利用するためになりふり構わず論理性を欠く主張をし、抜け穴拡大の先頭をきっている。このままでは国際的な批判が避けられない状況であるため、この森林吸収の問題は、日本の環境NGOがCOP6へ向けて政府に厳しく方針転換を促す最重点項目になっている。（詳細は3面参照）

(2) 京都メカニズムの利用の上限設定

「京都メカニズム」と呼ばれる「排出量取引」「共同実施」「クリーン開発メカニズム（CDM）」の3つの制度は、他国から削減分を購入したり、他国でプロジェクトを実施してその削減分を国内の目標達成に利用するために、導入された仕組みである。これらが多く利用されると先進国が国内で削減努力を行わなくなることにつながるおそれがある。

ロシアや東欧諸国の削減目標が甘く設定されたことにより、排出量取引を利用してアメリカや日本が余剰分を安く購入して目標を達成してしまう可能性がある。これはホットエア問題と呼ばれ、議定書の抜け穴の一つとして有名だ。EU諸国や途上国は先進国内の削減を進めるために、京都メカニズムの利用に上限をつける提案をしている。これに対し、日本やアメリカ、ロシアなどで構成されるアンブレラグループは、上限のない自由な取引を主張している。国内対策を「主」と位置付けるために、京都メカニズムの上限設定は必ず合意しなければならないルールのひとつである。

(3) その他

その他にも、COP6で決定すべき事項は非常に多い（表）。加えて、個々の論点についての合意内容を予測をすることは決して容易ではない。しかし、COP6において

- ・ 京都議定書が、まず国内削減の実施を促す議定書になること
- ・ 必要な論点に合意し、COP6後に各国がすみやかに京都議定書の批准準備を進め、2002年の「リオ+10」までの発効が確実となること

の実現に向け合意に至ることができるかどうか、今後の地球温暖化防止対策の命運を分けるということになるだろう。

表 京都会議の主な積み残し課題

積み残し課題	内 容	主な問題点
国外で削減する仕組みの計算方法など	排出量取引や共同実施、クリーン開発メカニズム（CDM）の計算方法や取引してよい量の上限、透明性の確保の仕方などの詳細	海外での削減に依存して国内対策を怠ったり、計算上だけ削減になり実際には減らない仕組みになるおそれ
森林の吸収源の範囲や計算方法など	森林の吸収量の計算方法、吸収の範囲の決定など	吸収量や範囲を過大に評価して抜け穴になるおそれ
目標が守れなかったときの手続き（遵守措置）など	削減が予定通り進まない国への支援や罰則の仕組みなど	目標を守ろうとしない国が出てくるおそれ
各国の排出量や国内政策の報告の仕方など	排出量の推移や国内でとった政策などの報告の様式など	目標を守っているか確認できなくなるおそれ
途上国の支援（資金供与・技術移転・キャパシティビルディング）など	先進国から途上国への資金や技術の移転、温暖化による悪影響を受ける国の適応支援など	途上国の対策が進まなくなったり、悪影響が進行するおそれ

■ COP6 に向けて、国際交渉に関するわかりやすいパンフレット（A4版8頁）が間もなく完成します。勉強会などの開催を通じて利用希望の方は、気候ネットワークまで問い合わせください。

日本の森林吸収源の方針に



5月のIPCC吸収源特別報告書の完成を受け、COP6までの短期決戦で、京都議定書における森林等の取り扱いに関する国際交渉がようやく始まるうとしている。8月1日に各国からの吸収源の方式に関する提案と自国データが条約事務局に提出された。ここでは日本の提案とデータの問題点を紹介する。

【各国の提出した吸収源データの内容】

日本や米国、オーストラリア、カナダなど多くの国が、吸収源の規則に関する見解はCOP3の際の主張から変えなかった模様である。これはIPCCの特別報告書を作った2年間の努力を無にするものだろう。

一方で、フランス提出のEUの提案は、議定書の3条3項のみを勘定させることをはじめ、IPCC報告書のいくつかの懸念に対応して、抜け穴を塞ぐものだ。

【日本が提出した報告の内容・問題点】

日本政府案は各国の目標達成に都合の良い「柔軟な」会計方式を選択させるというものである。概要・問題点を以下にまとめる。

- 必要なデータを全部提出せず、日本政府が推薦する方式のデータのみ提出。これは自らの論理についての自信の無さの現れであり、他にこの様な報告をした国はない。
- 交渉の前提となる各国の得失を開示しなかった。このため交渉の遅れを引き起す。

●締切から一週間遅らせた上、2種類の整合性のない提案を提出。交渉に臨む立場にいて、自国の中ですら説得できなかったことから、説得力がない非論理的な提案であることが明らかとなった。

●自国にとって都合の良い項目ばかりを提案

まず、3条3項の選択肢については、日本はFAOの活動ベースシナリオを推薦した。この選択によって全3.7%分を吸収源として望んでいる内の、わずか0.3%分程度を確保することができた。しかし、このシナリオでは跡地に植林をするのだから、伐採自体はCO₂排出ではない、という内容である。一貫性のある会計方式とは到底言えない。

これを組み込むことだけで、議定書の附属書B国全体では、削減目標値の平均5.2%（炭素換算約2億トン、以下同）と同程度の、毎年0.4億トン（平均約2.4億トン）を吸収できていることになり、抜け穴を大幅に拡大する提案であり、また日本以外の国の方が得になる量は多いと言える。

更に、これが認められてしまえば、カナダやロシア、オーストラリアなどの先進国ですでに起こっている、原生林や天然林を皆伐しての林業も同様に吸収側だけが勘定される。また同様の論理が、途上国での炭素吸収植林プロジェクトとしても採用される結果、世界の原生林破壊を促進することになってしまふであろう。

次に3条4項の追加的活動に含める対象活動については、「広義」の用語定義を使用することを推薦した。この選択によって、人為的追加的活動のみを勘定することが難しくなる。

この広い「森林管理」のジャンルに全ての森林を含めるのか、一部の国立公園など

を除外するのか、という通産省（3.4%を主張）と環境庁（2.9%を主張）の争いは、わずかな意見の相違にすぎず、どちらも、管理された森林の成長の中から、人為的变化量だけを測定・勘定すべきというIPCC報告書の要点を無視した考え方だ。

また、「土壌中の炭素の除外」「非CO₂ガス（メタンやN₂O）の除外」「対象活動から農地を除外し森林管理・都市緑化の2項目に限定」はすべて排出側の活動を勘定しないためであって、最も都合の良い組み合わせを選んだものだ。

【今後の交渉の流れ】

9月にリヨンで開催される13回SBSTA・SBI会合では、8月1日の各国提案をまとめた事務局文書に基づき交渉が開始されるが、意見がばらばらなため、このままでは全く交渉が進まないことが予想される。

交渉の残り時間が無くなるほど「柔軟な」日本提案が日の目を浴びてくることが危惧される。とはいえ元々このような事態に陥ることを懸念してIPCCに科学的な評価を行わせたのであるから、各国の利害に基づく主張は再度棚上げし、特別報告書を活用して科学的な計測可能性を有する一貫した炭素会計システムを作り上げることが求められる。

私たち環境NGOとしてはIPCC報告書の論理を用いて、吸収源問題の取り扱いの難しさ（吸収源の長期の不確実性や恣意的な項目選択の問題、モニタリングの作業の大変さ）を明らかにし、「EU提案」に賛同して抜け穴を可能な限り小さくする流れを作るべきである。

（小倉正／気候ネットワーク理事）

※左表は各国提出（バーバ）の大枠を暫定的に整理した内容です

アメリカ合衆国	EU	日本
●3条3項では、IPCCの方式を採用。これによると2008～12年の吸収量はやや排出になるため、3条4項の追加的活動に「森林経営」「農地」「牧草地」を対象に広範な包括的アプローチを前提にするという条件付き。 ●3条4項の3つの活動を包括的アプローチで算定した場合では、2008～12年に約3億トン（炭素換算）になる。これは、アメリカの90年のCO₂排出量の約2割、日本の90年のCO₂排出量に相当する膨大な量である。これを2008～12年にはディスカウントレートを採用することによって和らげる主張。 ●今回の提案は、かねてからの米国の主張である包括的アプローチに基づくものであり、IPCCの2年間の活動の成果をいかしたものとなっていない。	●EUとしての考え方を整理。 ●3条3項では、IPCC方式の採用を主張。リスクや不確実性等の問題にCOPでしっかりした解決をしない限り3条4項の追加的活動を第1約束期間に入れることには反対。 ●IPCCが出した科学的な解釈に合わせて吸収源を限定的に採用する論理に基づくものであり、オプションとして数種類の提案が併記されている部分以外はIPCCの2年間の議論の積み重ねを無駄にしない提案である。	●3条3項では（IPCCが科学的に一貫性のないとしている）FAOの活動ベースで0.3%。それ以外の方法では報告せず。 ●3条4項では広範かつ各国の自在な定義を定めることを主張。森林管理と都市緑化だけについて報告。全森林の場合3.4%、管理された森林では2.9%の両論併記で報告。日本全体の森林による純吸収量が3.7%としてきた数字にあわせた。

<資料>

各国の提案の概要

第20回：環境税を考える

植田 和弘（京都大学経済学部教授）

7月4日に行われたセミナーでは、植田 和弘氏に、環境税の概念及び論点、更に税制の設計問題等についてまとめていただきました。

●環境税とは

環境税の概念は1920年、英国の経済学者ピグーによって提唱されました。彼は、経済主体の環境対策費用不払いによって、人件費・設備費など計算されている費用（私的費用）と、環境対策費なども含めた社会的費用の間に乖離が生じ、この乖離が森林伐採などの環境問題を発生させている根本的な原因であると考えました。このギャップ分だけその経済主体へ課税するというのが「ピグー税」です。ピグー税が実際の政策手段として導入が考えられ始めたのは60年代ですが、ここでいかにギャップを定量するかが問題となり、その困難さが明らかになりました。そこで考えられたのが、環境目標を外生的に決定し、その目標を達成するだけの課税を行う「ボーモル＝オーツ税」です。

環境税にはどのような効果が期待されるのでしょうか。まず課税により、経済主体の活動は、より環境負荷の低い行動を選択するよう動機付けられます。この場合、環境税は環境負荷を減らすための政策手段としての面を有しています。一方、環境税による税収を環境対策費用に当てることができます。この意味では財源調達手段としての面も有しています。つまり環境税は租税政策手段と財源調達手段という二重性を持つわけです。

●環境税の論点

環境税、特に炭素税やエネルギー税は、地球温暖化問題を通じて注目されるようになりました。炭素税の導入は、北欧諸国がCO₂排出量削減の為に化石燃料に課税したことに始まりました。その後、EUでは炭素税だと原子力発電を中心にしている国

だけを有利にしてしまうという議論がでて、エネルギー発熱量にも課税する炭素・エネルギー税が提案されました。

ところが、エネルギーに課税するということは、人間活動のほとんどに課税することになり、課税ベースは消費税に匹敵します。そのため環境税を導入するか否かだけではなく、その税収をどう使うかが問題となります。環境税は本来目的税なのですが、環境対策だけに使うには余りにもエネルギー税収は莫大であり、また日本の場合、道路特定財源が硬直化している例から目的税を嫌う雰囲気も影響して、環境税、つまり目的税を一般財源化するかどうか、と言う問題が生じるわけです。

一般財源化すると、歳入中立（税収中立）の観点から、環境税導入の代わりにどこかで減税しなくてはなりません。この課・減税は環境改善の他に雇用の改善などの二重の配当を生じさせる、更に環境税の逆進性（税収の低い人ほど負担が重くなること）をも考慮したものでなければなりません。これは結局、税体系そのものを改善する、ということなのです。

つまり環境税導入はその問題だけに留まらず、公平・便宜といったアダム・スミスの時代から変わらない課税原則に、如何に環境の視点を組み込み、税制全体をグリーン化するか、という問題なのです。

●環境税システムの設計

では日本で、いかに環境税システムを構築して行けばよいのか考えてみたいと思います。

温暖化対策や環境税制は国の問題であると思われがちです。しかし、運



輸・民生部門でのCO₂増加を考えれば、交通システム、更にはまちづくりの再検討なくしてCO₂削減はあり得ません。この点から地方自治体は非常に重要な役割を担っています。長年、エネルギー管理は国策でしたが、エネルギーの自由化、regional ecological economy（エコロジーに適合した地域経済）を考えなくてはならない時期に来ていると言えます。日本の自治体が、比較的進んでいる大気汚染対策をCO₂削減などに拡張すればエネルギー政策としても活用できます。地方主導の温暖化対策を検討することも必要なのです。そういった観点から環境税を考えると、国と地方の共通税として環境税を賦課し、その税収を国と自治体とで配分することも考えられます。

また既存のエネルギー税は枯渇性資源に対する課税と位置づけられますが、潜在的に炭素税的側面も有しています。これを、例えば純粋な炭素税として炭素量に応じて課税するなど、既存税制をグリーン化することも考え得ることです。

●環境税導入の過程

重要なのは税制改革の過程です。現在も国会審議以前の税制調査会などで、各省庁がそれぞれの思惑に従って動いていますが、これでは従来の議論の域を超えません。環境倫理的行為をする人を支える社会基盤としての税制を構築する、という本来の目標を見据えて、国民的議論を巻き起こさなければなりません。

貧困・不平等・景気循環の改善が経済学の三問題でありました。今、ここに環境を加え、四問題とすることが求められているのです。

次回以降の日程につきましては8面をご参照下さい。



第21回：どうする代替フロン！ 強力な温室効果ガス

西蘭 大実（ストップフロン全国連絡会／群馬大学助教授）他

8月3日のセミナーでは、西蘭 大実氏・野口陽氏（滋賀県電器商業組合）・濱田 静雄氏（京都府企画環境部）に、強力な温室効果ガスである代替フロンをどう削減するべきか、お話をいただきました。

●代替フロン登場の背景

1984年、南極でのオゾンホール発見により、フロンがオゾン層を破壊しているという仮説が実証されました。そこでオゾン層保護を目的として、1985年にウィーン条約が採択され、更に1987年にモントリオール議定書が締結されました。モントリオール議定書により、オゾン層への影響が強いCFCは、95年末に先進国において生産全廃、オゾン層破壊能力がCFCの20分の1程度であるHCFCは、2004年から生産規制、2020年に実質全廃が決定されました。これらを受けて、フロンメーカーは、オゾンを壊す元凶である塩素を含まない代替フロンの生産を本格化させました。カーエアコン・家庭用冷蔵庫はCFCからHFCへ切り換わり、市中に出回っています。ルームエアコンはもともと使用されていたHCFCから、HFCへの切り換えが始まりました。業務用冷凍空調機器はCFCから切り換わったHCFCが主力で、これもそろそろHFCに切り換えが始まると思われます。

●2つの議定書の関係

90年頃には、代替フロンのもつ温室効果に対し、法的拘束力のある規制がなかった為、メーカーはこぞって代替フロンへ切り換えました。一方、この頃から温暖化問題が注目されるようになり、1990年のIPCC第一次報告書によって、CFCが24%も地球温暖化に寄与していると報告されました。フロンは寿命が長く、一回放出されると数百年から数万年もの間温暖化に寄与し続けるためです。そして97年の京都会議において代替フロンの規制が義務づけられました。

ここで問題となるのが、モントリオール議定書と京都議定書の関係です。モン

トリオール議定書のフロン規制を貫こうとすると、代替品が必要となるが、京都議定書を守ろうとすれば、代替フロンは削減せねばならないのです。

これについてTEAP（モントリオール議定書の補助機関）は、有効な代替品が存在しない場合にのみHFCの使用を認め、その上でレスポンシブル・ユースの原則（①HFCは、安全、エネルギーの効率、環境面や重大な経済・健康面での優位性がもたらされる用途にのみ使用、②物質・機器の製造・使用・廃棄時の排出を最大限度抑制、③用途を満足する中で最も環境影響が小さいものを選択）を守るならば、またHFCが機器のエネルギー効率を上げるのなら、モントリオール議定書は京都議定書を妨害しない、という見解を示しています。

●日本のフロン対策の問題点

ここで日本の問題点をいくつか挙げてみます。まず95年にHFC-134aに切り換わったカーエアコンは、すでに400万台出回っており、廃車数が増加しています。しかし回収率は0に近く、レスポンシブル・ユースの原則②に反します。HFC-134aは、不可欠な呼吸器用医薬品だけでなく、ダストブロワー（カメラレンズなどのほこりとばし）、エアガンなどにも使われています。さらに冷媒分野では、炭化水素やアンモニアなど環境影響が小さい物質の使用を選択肢から外し、技術的に安易なHFCを選択しているように思われます。将来、非フロン系冷媒に移行せざるをえないことを考えると、二重投資という問題も生じます。また「オゾン層を破壊しない」とだけ宣伝されていて、「温暖化の原因である」旨の表示がなされていないという大きな問題があります。

●今後の見通し

代替フロンは、この数年間に液晶製造などの分野にも使われ始めていることから、今後生産量が増加する可能性が大きいといえます。

また、2010年の実排出量は次のように見積もられています。HFCは、代替フロンを使用した車の廃車が本格化するため、現状のままでは相当量増加します。発泡分野（硬質ウレタンフォームなど）使用に関しては、回収技術は未確立のままです。HCFC-22の副生成物であるHFC-23は、業界が対策を行っているので減少する可能性もありますが、きわめて地球温暖化係数が大きい分野なので対策の遅れは許されません。またPFCは増加、SF₆は減少するとみられています。このように分野により若干の違いはありますが、自主計画対策が上手くいったとしても、2010年の全排出量は現在よりも増加すると見られています。対策にやり残しがあれば、現在の倍以上の排出量になる可能性もあります。

なぜHFCを使用するのでしょうか？ 私達の生活にかえがたい物なのでしょうか？ 研究と技術力をもってすれば、別の物質と取って代わる可能性があるにも拘わらず、代替フロンは安易に使われているのです。しかし、ここ10年の地球気温の変化からみても、フロン排出量を削減することは急務です。日本にその体制ができていないのは、憂うべきことです。フロンが持つ様々な問題については是非皆さんも関心を高めてください。

【欄外解説】

フロンは(1)オゾン層破壊性が高いCFCなどの特定フロン、(2)オゾン層破壊性の弱いHCFC、(3)オゾン層破壊性の無いHFC、PFC、SF₆の代替フロンに大別される。いずれも地球温暖化を促進する物質である。CFC、HCFCの規制については本文に記載の通り。現時点ではHFC等の生産規制はない。

自然エネルギーを生かす 制度作りを！

★自然エネルギーを取り巻く状況

これまで、風力や太陽光などの自然エネルギーは、CO₂を排出しないなど環境的に優れている反面、高い発電原価、立地的制約、さらにはエネルギー供給の不安定性といった点から、政府や電力各社では原発を基本電源、自然エネルギーを補助的な電源と考えてきた。

しかし、自然エネルギーをめぐる状況は変化しつつある。昨年9月におきた東海村での臨界事故以来、反原発の世論が高まり、新規立地や増設が困難となった。また、こうした状況を追い風に、同年11月に「自然エネルギー促進法」の成立を目指す超党派の議員連盟（会長：橋本龍太郎元首相）が結成され、現在GEN（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）とともに今期国会での同法案の上げを予定している。

さらには、今年3月21日より大口需要家に対する電力の小売自由化が始まった。現在のシステムは、本来価格メカニズムが働けば建設が抑制されるはずの原発が保護され、一方で再生可能エネルギーへのインセンティブ、自由化に伴う環境負荷増加への対策、火力発電のトップランナーであるコジェネ設備の採用義務がないなど問題は多い。しかし、これまで独占体制を保ってきた電力市場が競争にさらされたことの意味は大きい。

★原子力から自然エネルギーへ

こうした影響からか政府および電力10社は、原子力発電の立地計画を縮小し2010年度までの増設数を20基から13基に減らした。これにあわせ長期エネルギー需給見通しも改定されそうだが、13基も現実的でない。また、去る6月にはドイツが原発からの段階的撤廃を表明するなど、先進諸国を中心に脱原発の方向に進みつつある。原発の代替として省エネルギーやコジェネ、自然エネルギーをすすめている。問題であった自然エネルギーの安定性に関しても風予報などソフト面での技術の開発により、かなり改善されている。実際に風力大国デンマークでは、風力発電からのエネルギー供給率が70%を超える地域も存在し、今後の可能性を大きく示唆している。

★制度をめぐる議論

こういった状況に対抗するために、沖縄電力を除く電力9社は「グリーン電力料金制度」を導入する方針を固めた。表面的には自然エネルギーの普及促進を狙ったものではあるが、電力会社側の「自然エネルギー促進法」案に対する強い抵抗が本音であろう。また、出資者に対してのインセンティ

ブもなく、同時にフリーライダーをどう扱っていくかという大きな問題を抱えている。今後十分な議論が必要である。一方、通産省総合エネルギー調査会では、電力会社に一定の自然エネルギー販売枠を義務付け、証書の形で取引できる「グリーンクレジット制度」などの導入を検討している。

★まとめ

現在自然エネルギーの扱いをめぐる、NGO・市民サイドは「自然エネルギー促進法」を、電力会社は「グリーン電力料金制度」を、そして通産省は「グリーンクレジット制度」を含むいわゆる「RPS(Renewable Portfolio Standard)」を、それぞれ提案している。自然エネルギー普及に必要な費用を社会が負担するという意味では「RPS」が最も優れており、国際的にも米国を中心に欧州も導入の方向に向かいつつある。しかし「RPS」の導入には、ある一定以上発展したエネルギー市場と資源量が必要である。そのため、自然エネルギーが十分発展していない日本での導入はいささか早急であると考えられる。

やはり、現在の日本に必要な制度は、自然エネルギーによる電力の買い取り制度だろう。普及期にある社会ではその発展に自然エネルギー促進法のような買い取り制度の導入が大きな効果をあげることは、デンマークやドイツなどの自然エネルギー大国と呼ばれる国の普及過程を見れば明らかである。

（豊田 陽介／自然エネルギー普及研究会）

<用語説明>

●自然エネルギー促進法

自然エネルギーから発電された電力の買い取りを電力会社に義務付けることを取り決めた法案。

●グリーン電力料金制度

一般に、自然エネルギーの促進を希望する消費者から通常より割高な電気料金を徴収し、上乗せ分を基金として自然エネルギーの発電開発に充てるもの。

●フリーライダー

いわゆる「ただ乗り」と言われる経済学用語で、費用を負担していないものが公共財の利益を受けることをいう。ここでは、自然エネルギー普及により生まれる便益を費用負担していないものまでが享受することをいう。

●グリーンクレジット制度

電力会社に自然エネルギー販売枠を義務付け、自社で供給を達成しきれない電力会社は、再生可能エネルギー供給事業者などから証書のかたちで販売量を買って取る制度。

●RPS (Renewable Portfolio Standard)

需要側や供給側に対して一定量の再生可能エネルギーの導入割り当てをおこなう制度。

Network

●「一斉の声（いっせのせ）」地球温暖化防止キャンペーン <日本版9月1日スタート>

世界の環境NGOが中心になってインターネットを通して展開する国際的なキャンペーンをCOP6に向けて展開している。このキャンペーンは各国首脳温暖化防止への積極的な取り組みを求める市民の声を集めるもので、参加方法はいたって簡単であり。ホームページにアクセスし、Eメールアドレスを入力し、署名するだけで各国首脳にあなたの声を直接届けることができる。また友人・知人に紹介メールを送り、このキャンペーンを広めることも可能。目標はCOP 6（11月13～24日）までに全世界で1000万人の署名を集めることとしている。このキャンペーンに多くの人々が参加し、温暖化防止に向けた一人ひとりの声を集めることで各国首脳に影響を与えよう。

今すぐ、<http://wwfjapan.aapc.co.jp/cv/>へアクセスを！

Kyushu

●グリーンコンシューマーカーが登場

西日本リサイクル運動市民の会では、九州日本信販やJCB等のカード会社と提携し、8月1日に「九州グリーンコンシューマーカー」クレジットカードを発行した。

このカードは、九州の環境保全活動や団体を支援する目的のもので、カード所有者の年間利用額の0.5%を基金（グリーンコンシューマー基金）として積み立て、毎年団体等の基盤整備に助成を行うというもの。入会金、年会費等はカード会社が負担するため無料。また、フリーマーケットの優先受付や、様々な環境施設の利用料金の割引などの特典もある。

お問い合わせは 西日本リサイクル運動市民の会 エコ事業部 担当：前田英彦

TEL:092-752-7760 FAX:092-752-7766 まだ

Kyushu
Okinawa

●G8 沖縄サミット 温暖化の取り扱い小さく…

7月21日～23日のG8沖縄サミットで、地球温暖化問題について政府・マスコミへ働きかけをするために、世界自然保護基金日本委員会（WWF ジャパン）と気候ネットワークが現地入りした。

サミットの主要議題となったIT革命やヒトゲノムなどと比較して、地球温暖化をはじめとする地球環境問題の取り扱いは極めて小さかった。最後にまとめられた「G8コミュニケ・沖縄2000」の中では、「COP6の成功」や「国内措置の実施」など地球温暖化問題については差し障りのない表現に止まり、「京都議定書を2002年のリオ+10の発効」といった具体的内容は盛り込まれず、積極的姿勢は感じることはできない。とはいえ、ブレア英首相のリードにより「再生可能エネルギーの導入の促進」の重要性が初めて認識されたことなどは今後の期待を抱かせるものであった。

また今回のサミットでは、「NGOセンター」が政府によって設置された。国内外から集まったNGOは、ここで記者発表や情報の発信を行った。しかし、NGOセンターに入るのに2つのパスが必要であったり、メディアへアクセスする手段が全くなかったりと、逆にNGOの囲い込みではないかという批判も上がった。森首相は「NGOとの連携」をうたったが、本当の連携のための実質的な改善を望みたい。

21世紀を展望するサミットと言い、800億円もの資金を投与したにも関わらず、単なるセレモニーに終わったとの印象が強い。本来なら世界各地で既に深刻な事態になっている「環境」の問題を重要議題として取り上げ、G8としての対応の必要性を確認し合う機会であったのではなかろうか。



COP6と
その後

市民が進める 温暖化防止2000

全体会議(10日)では、COP6(オランダ・ハーグ)の結果を受けて、6%削減市民提案から、議定書批准のための国内制度化を検討します。総合的な環境教育の活用のために温暖化防止教育実習を行います。みんなの力で、温暖化防止を進めまていきしょう。12月はぜひ京都にお集まりください。

◎分科会「点検・温暖化の兆候」では、温暖化が重要な原因の一つと考えられる自然現象について情報を集めています。全国のみなさんからの情報をお寄せ下さい。(連絡先: 榊原 義道、〒612-0856 京都市伏見区桃山町正宗 7-22 yoshimichi.sakakibara@ma4.seikyoku.ne.jp)

日程: 12月9日(土) 10日(日)

場所: キャンパスプラザ京都

(京都市大学のまち交流センター/京都駅ビル駐車場西側)

主催: 気候ネットワーク

分科会テーマ(案)

- 自然エネルギー普及
- 企業・自治体の環境経営
- 交通・まちづくり
- 森林・吸収源問題
- 点検・温暖化の兆候

シンポジウム・どう進める日本の温暖化政策(仮)

— 6%削減市民提案発表&徹底討論! —

効果を上げていない政府の温暖化政策の代替案として、日本が約束した6%削減を森林吸収以外の国内対策のみで実現する政策を提案する「温室効果ガス6%削減市民提案プロジェクト」の最終報告を発表し、今後の日本の温暖化対策について徹底討論するシンポジウムを開催します。

日時: 10月29日(日) 13:00~18:30

会場: 東京都庭園美術館大ホール(東京都港区白金台5-21-9)

(JR山手線・東急目黒線目黒駅徒歩7分、営団地下鉄南北線・都営地下鉄三田線白金台駅(9月26日開業予定) 徒歩7分)

参加費: 一般…2000円、気候ネットワーク会員…1000円

「COP6 直前セミナー」開催

COP6に向けて、どんな課題が残されているのかを整理し、今後の取り組みを考えます。

報告 COP6 に向けての課題: 浅岡 美恵(気候ネットワーク代表)
どうなる吸収源: 小倉 正(気候ネットワーク理事) 他

日時: 10月31日(火) 18:30~20:45

場所: キャンパスプラザ京都(京都市大学のまち交流センター/京都駅ビル駐車場西側)

参加費: 一般…800円、気候ネットワーク会員…300円

ご支援に厚くお礼申し上げます。

事務局から...

- COP6へのオブザーバー参加を希望される方は気候ネットワークまでお申し込み下さい。ただし宿泊先は各自で手配下さいますようお願いいたします。
- 気候ネットワークが出版した『よくわかる地球温暖化問題』を事務局でも販売いたしております。まとめて購入される方は直接お申し込み下さい。
- 出版記念コンテストへの参加者を募集しています。詳細は京都事務局にお問い合わせ下さい。
- 吸収源のデータ報告についての意見書を政府に提出しました。内容についてはホームページをご参照下さい。

みんなで「Hot Talk Now!? 温暖化」
話そう!

連続勉強会

第14回: 9月12日(火)「産業界の温暖化対策を考える」

報告: 渡辺 雅樹(持続可能社会研究会(SSK))

コメント: 田邊 朋行((財)電力中央研究所経済社会研究所)

第15回: 10月10日(火)

「どうなるハーグ・COP6!? 直前大特集!」

報告: 浅岡 美恵(気候ネットワーク)

鮎川 ゆりか(WWFジャパン)

早川 光俊(CASA) ほか

時間: 18:45~20:45

場所: 環境パートナーシップオフィス会議室

(渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山地下2F)

参加費: 会員 300円・一般 800円

申込み・問合せ: 気候ネットワーク東京事務所

連続公開
Kyoto
セミナー

参加費: 会員無料

一般 500円

時間: 18:30~20:45

●第22回 9月7日(木)

「日本のエネルギー政策と
自然エネルギー促進法の最新動向」

報告者: 飯田 哲也(日本総合研究所主任研究員)

コメンテーター: 和田 武(立命館大学教授)

場所: ウイングス京都(京都市中京区)

●第23回 9月26日(火)

「地方自治体が進める温暖化防止」

報告者: 中口 毅博

(環境自治体会議環境政策研究所所長)

場所: コープイン京都(京都市中京区)

お問い合わせは、気候ネットワーク京都事務局まで

気候ネットワーク通信「気候Network」14号

2000年9月1日発行(隔月1日刊)

代表: 浅岡 美恵/副代表: 須田 春海/事務局長: 田浦 健明

編集: 木原 浩貴/須田 恵理子/アートディレクター: 山口 洋典

特定非営利活動法人

気候ネットワーク

604-8124 京都市中京区高倉通四上ル高倉ビル305

Tel. 075-254-1011 FAX. 075-254-1012

E-mail: kikonet@jca.apc.org

URL: http://www.jca.apc.org/kikonet/

<東京事務所>

102-0083 東京都千代田区麹町2-7-3 西川ビル2階

Tel. 03-3263-9210 FAX. 03-3263-9463

E-mail: kikitoko@jca.apc.org

郵便振替口座: 00940-6-79694(加入者名: 気候ネットワーク) 銀行振込口座: 東京三菱銀行 京都支店 普通口座 1370852(気候ネットワーク)